

IV-54

郊外幹線街路における沿道屋外広告物の掲出実態について

徳島大学大学院 学生員○多田恭章
 徳島大学工業短期大学部 正 員 山中英生
 徳島大学工学部 正 員 青山吉隆
 積水樹脂(株) 正 員 中村浩人

1. はじめに

近年、街路景観について様々な検討がなされている。特に都市の入口部にある郊外幹線街路においては、屋外広告物の多出により街並や自然景観を背景とした道路景観が阻害されている状況が多くみられる。そこで本研究では、こうした郊外幹線街路に着目し、広告物規制のあり方を考える基礎として独立広告物の掲出状況を実態調査し、分析・検討した。なお、屋外広告物は、建築物を利用して掲出される広告物と、独立して掲出される独立広告物とに大別されるが、本研究ではこのうち独立広告物のみを対象としている。また、独立広告物は、設置される場所により野立広告物と敷地内広告物とに分けられ、形状により広告塔と広告板とに分類される。

2. 調査区域および独立広告物の掲出実態

徳島市から鳴門市に至る国道11号線沿道と、徳島から鴨島町に至る県道徳島鴨島線を対象とした。国道11号線はバイパスとして建設されており、市中心から約8kmが道路幅員3.5mの6車線それ以遠は道路幅員2.5mの2車線暫定供用となっている。県道徳島鴨島線は、延長約15km、道路幅員1.2m、2車線のバイパス的な道路である。いずれも調査区間は供用開始後数年程度であり沿道は市街化調整区域および住居地域で田園集落の景観となっている。商業系建物がほとんどない状態で野立広告物多出している。野立広告物は、広幅員の道路においては大半が官民境界に接して設置されているが、狭幅員では官民境界から離れて設置されている物が多い。また、信号のある交差点付近での掲出量が多く、ドライバーの視界の妨げとなるような物も多い。

3. 独立広告物の形態の分析

調査地点は国道11号バイパス、鳴門～今切川間約8.8km、県道徳島鴨島線、鮎喰川中鮎喰橋より西へ約3.5kmを、道路より幅約50m範囲内の眺望可能な広告物を対象に、位置、広告面の大きさ、高さ、色彩、広告内容について、現地実測と写真撮影による調査を行った。国道11号バイパスにおいては、野立広告物120件、敷地内広告物37件(合計で17.8件/km)が掲出されていた。一方、県道徳島鴨島線においては、野立広告物51件、敷地内広告物10件(同じく9.4件/km)が掲出されていた。なお、広告物の高さについての測定基準は道路面を基準として測定した。調査区間を道路幅員別の3

独立広告物の広告面の面積による掲出表
 敷地内広告物の広告面の面積

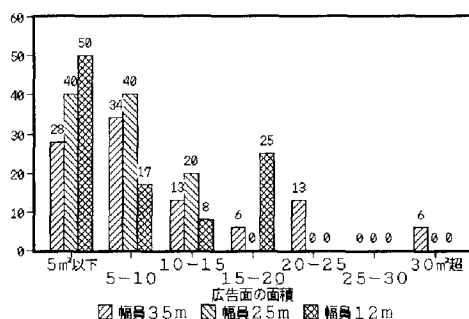


図-1

野立広告物の広告面の面積

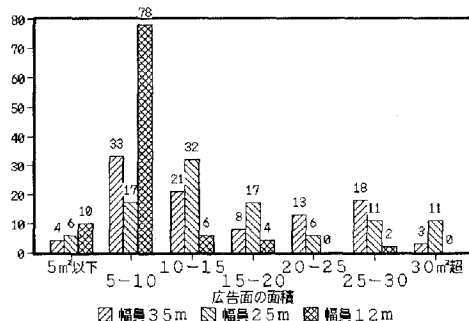


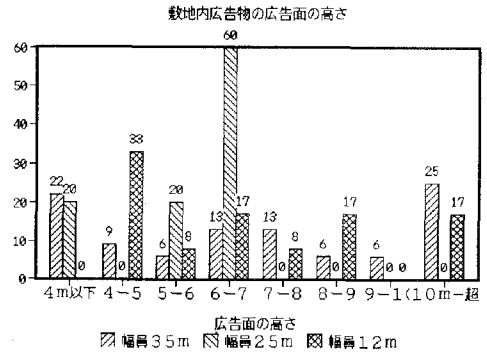
図-2

路線毎に広告面積、広告物高さを比較した結果を図－1～4に示す。広告面の表示面積においては現在の屋外広告物条例の面積規定である30㎡を超える物は国道11号線において少し見られるが道路幅員の狭い県道徳島鴨島線では掲出されていない。20㎡以上の大型広告は野立広告物に多く、広告面の高さでは、広幅員の道路では、10m以上が全体数の3～4割強を占めているが、狭幅員の道路では7m以下が約7割を占めている。

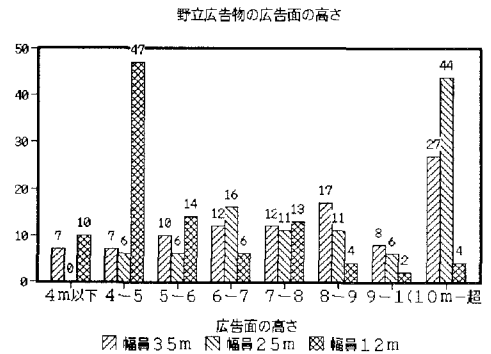
4. おわりに

近年、全国各県において屋外広告物条例を改正している。表－1は近年改正された条例を沿道型の独立広告物規制を整理したものである。独立広告物の規制としては道路からの距離や高さ、面積、密度を用いているものが多いことがわかる。しかし、本研究でわかったように広告物は前面道路幅員によってその形態がかなり異なっている。今後この点を考慮した規制も検討が必要と考えられる。

独立広告物の広告面の高さによる掲出表



図－3



図－4

表－1 各県別幹線街路における屋外独立広告物の規制概要

県名	種別	道路からの距離	相互間の距離	高 さ	面 積
宮崎県	板	規定無し	1 0 0 m	5 m	3 0 ㎡
	塔	同上	1 0 0 m	1 5 m	3 0 ㎡
岡山県	敷板	規定無し	規定無し	1 0 m	個別 2 5 ㎡
	敷塔	同上	同上	1 0 m	集合 5 0 ㎡
	野板	2 m	5 m	規定無し	
	野塔	2 m	5 m	同上	
愛媛県	板塔	1 0 0 m	1 0 0 m	規定無し	3 0 ㎡
兵庫県	敷板	規定無し	規定無し	1 0 m	2 0 ㎡又は 4 0 ㎡(注 1)
	敷塔	同上	同上	1 0 m	二面 で 2 0 ㎡ (注 2)
	野板	1 5 m	1 0 0 m	5 m	1 0 ㎡又は 3 0 ㎡(注 1)
	野塔	1 5 m	1 0 0 m	1 0 m	1 0 ㎡又は 4 0 ㎡(注 1)
和歌山県	敷板	信号機等より 10 m 以上離す	規定無し	1 0 m	2 0 ㎡ 総 4 0 ㎡
	敷塔	同上	同上	1 0 m	1 0 ㎡ 総 4 0 ㎡
	野板	同上	4 m	4 m	2 ㎡～ 7 ㎡
	野塔	同上	4 m(注 3)	7 m	1 0 ㎡ 総 2 0 ㎡
滋賀県	敷板	規定無し	規定無し	2 0 m	1 0 ㎡
	野板	3 0 m	1 0 0 m	4 . 5 m	3 0 ㎡
	野塔	3 0 m	1 0 0 m	1 0 m	幅 2 m 以下で 2 0 ㎡
千葉県	敷板	規定無し	規定無し	5 m 以下については一面 2 0 ㎡ 総 4 0 ㎡	
	野板	規定無し	5 m(注 4)	1 5 m	7 m 以下については一面 2 ㎡ 総 8 ㎡
福島県	板	高さと同じだけ 離す	直角 3 m	無し	3 0 ㎡
	塔		平行 5 0 m	2 0 m	3 0 ㎡ 総 1 2 0 ㎡

※凡 例

板：広告板 塔：広告塔

道路からの距離及び相互の
 間距離については最小
 値を、高さ及び面積にお
 いては最大値を示す

(注 1：道路より 1 0 0 m
 以上離れた物)

(注 2：但し幅は高さの
 1 / 5 以下)

(注 3：広告物の高さ又
 は 4 m 以上離す)

(注 4：表示面積が 1 0
 ㎡以下 4 m 以上、
 1 0 ㎡超 5 0 m
 以上離す)